

## 介護保険サービスが受けられる方

### 65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ないが、身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方。

### 40～64歳以上の方（第2号被保険者）

医療保険に加入されている方で、特定患（下記参照）による要支援や要介護状態の方。

#### 特定疾患とは...

- ・筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・脊髄小脳変性症
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・パーキンソン病関連疾患
- ・早老症 (ウエルナー症候群)
- ・初老期における認知症 (アルツハイマー病、脳血管性認知症)
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・多系統萎縮症
- ・脊柱管狭窄症
- ・関節リウマチ
- ・末期がん
- ・脳血管疾患

## ①市町村の窓口へ申請

申請手続きは本人、家族の他、指定居宅介護新事業所、介護施設、地域包括支援センターにて代行してもらうことができます。

## ②調査員の訪問

基本調査と特記事項（基本調査には盛り込めなく、調査員が特に重要と思った事項）により利用者の心身の状態を調査します。

## ③コンピュータによる1次判定

調査票および医師の意見書の一部をコンピュータにより判定します。

## ④介護認定審査会による2次判定

1次判定、特記事項、主治医の意見をもとに、介護にかかる時間や状態の維持改善する可能性を考慮し判断します。

### 非該当

#### 自立

自立した生活が送れる全ての高齢者

#### 特定高齢者

介護や支援が必要となるおそれのある方

### 認定（審査結果により、以下のいずれかの状態区分に認定されます。）

#### 要支援1

日常生活で支援が必要な方

#### 要支援2

部分的介護を要する状態で改善する可能性が高い方

#### 要介護1

部分的介護を要する状態

#### 要介護2

軽度の介護を要する状態

#### 要介護3

中程度の介護を要する状態

#### 要介護4

重度の介護を要する状態

#### 要介護5

最重度の介護を要する状態

### 地域包括支援センター 介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターの保健師等が、アセスメントを行い、生活機能の改善や重度化の予防のためのプランを作成します。

### 地域包括支援センター 介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターの保健師等が、アセスメントを行い、要支援状態の改善や重度化の予防のためのプランを作成します。  
※地域包括支援センターより委託を受けて、居宅介護支援事業者が作成する場合があります。

### 居宅介護支援事業者 ケアプランの作成

自宅で居宅サービスを受ける場合、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者ごとにアセスメントを行いケアプランを作成、サービスを手配します。ケアプランの作成費用は全額介護保険でまかなわれる為、料金はかかりません。  
※施設サービスを利用する場合は各施設に直接申込みます。

### 介護予防事業

- ・運動器の機能向上
- ・認知症予防、支援
- ・栄養改善
- ・うつ予防、支援
- ・口腔機能の向上
- ・閉じこもり予防、支援
- ・その他

### 介護予防サービス

- ・訪問看護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・特定福祉用具購入
- ・住宅改修費の支給
- ・介護予防支援
- ・福祉用具貸与

### 介護サービス

- ・訪問看護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・特定福祉用具購入
- ・住宅改修費の支給
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症タイプ共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 福祉用具貸与

介護保険の認定を受けている方は、下記の商品を  
**月額レンタル料の1割負担**でご利用いただけます。

※要介護度によってご利用いただける福祉用具は異なります。

## 1. 車いす

自走様標準型車いす、介助用標準型車いす、普通型電動車いす

## 2. 車いす付属品

クッション又はパッド、電動胃補助装置、テーブル、ブレーキ等で、車いすと一体的にしようされるものに限る

## 3. 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

- ・背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- ・床板の高さが無段階に調整できる機能

## 4. 特殊寝台付属品

サイドレール、マットレス、ベッド用すり、テーブル、スライディングボード又はマット等で、特殊寝台と一体的にしようされるものに限る

## 5. 床ずれ帽子用具

- ・送風装置又は空気圧調整装置を備えたエアーマット
- ・水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用マット

## 6. 体位変換器

エアーマット等を身体の下に挿入し、空気圧、その他の動力により体位を容易に変換できるもの（体位を保持するためのものは除く）

## 7. 手すり

取り付けに際し、工事を伴わないものに限る

## 8. スロープ

取り付けに際し、工事尾を伴わないものに限る

## 9. 歩行器

歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、次のいずれかに該当するものに限る

- ・車輪を有するものは身体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ・四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの

## 10. 歩行補助杖

松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフトランドクラッチ及び多点杖に限る

## 12. 移動用リフト

（つり具の部分を除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ身体を吊り上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く）

## 11. 認知症老人徘徊感知器

認知症の方が屋外に出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

# 特定福祉用具購入

介護保険の認定を受けている方は、下記の特定福祉用具が  
**年間10万円を上限として1割の自己負担**でご購入いただけます。

（年間限度枠10万円を超えた部分は全額自己負担となります）

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります。

## 1. 腰掛便座

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ・電動式又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・ポータブルトイレ

## 2. 特殊尿器

- ・尿が自動的に吸収されるもので、要介護者又は介護者が容易に使用できるもの

## 3. 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る

- ・入浴用いす
- ・浴槽内いす
- ・浴槽用すり
- ・入浴台
- ・浴室内すのこ
- ・浴槽内すのこ

## 4. 簡易浴槽

- ・空気又は折りたたみ式等で容易にできるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

## 5. 移動用リフトのつり具部分

- ・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること

# 住宅改修工事

介護保険の認定を受けている方は、下記の住宅改修が  
**20万円を上限として1割の自己負担**で工事できます。

※必ず工事前の事前申請が必要です。

※住宅改修費の給付は原則1回のみですが、転居や、身体状況が大きく変化した場合等は再度給付されます。

※住宅改修工事の利用方法は市区町村により異なる場合があります。

## 事前申請に必要な書類

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 内訳書・領収書
- ③ 理由書
- ④ 改修前、改修後の日付入り写真
- ⑤ 承諾書（住宅所有者が被保険者本人以外にいる場合）
- ⑥ その他（介護保険証、預金通帳等）

## 介護保険で適応となる住宅改修

1. 手すりの取り付け
2. 床段差の解消
3. 床材の変更
4. 引き戸等への扉の切替
5. 洋式便座等への便座の取替
6. その他（1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修）